

# 地下貯蔵タンクを有する 事業所へご案内

## 令和6年10月1日より 点検結果の報告が義務になります

現在、地下貯蔵タンクを有するすべての危険物施設においては、危険物規則第62条の5の2により、原則1年に1回以上定期点検の実施が義務付けられています。

令和6年10月1日、粕屋北部消防組合危険物規制規則の一部改正により、地下タンク及びそれに伴う地下埋設配管の圧力点検を実施した場合、地下貯蔵タンク等圧力点検実施結果届出書（様式第22号）により、消防本部に報告を行なうよう義務付けられました。

様式第22号（第11条関係） 地下貯蔵タンク等圧力点検実施結果届出書			
年 月 日			
粕屋北部消防組合長 殿			
届出者			
住 所 (電話)			
氏 名			
設置者	住 所	電 話	
氏 名			
設置場所			
製造所等の別	貯蔵所又は 取扱所の区分		
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
完成検査年月日	年 月 日	完成検査番号	第 号
点検年月日	年 月 日	異常の有無	有 無
異常箇所			
点検方法	1 ガス加圧法 2 液体加圧法 3 微加圧法 4 微減圧法 5 減圧法 6 その他の方法		
点検住所	電 話		
事業者	事業者名		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄		
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。 3 点検事業者において作成した地下タンク等定期点検実施結果報告書を添付すること。 4 ※印の欄は記入しないこと。			

様式は粕屋北部消防本部のホームページより、ダウンロードが可能です。

定期的な点検・報告をよろしくお願いいたします。ご不明点等あれば、下記の連絡先までご連絡ください。

